

令和2年第6回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和2年11月26日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番 東郷 克己	2番 山崎 敦志
3番 長谷川崇朗	4番 橋 俊明
5番 坂口 重良	6番 岩井智恵子
7番 津村 俊二	8番 矢野 隆行
9番 田中 陽介	10番 稲垣 誠亮
11番 山本 剛	12番 鈴木 市朗
13番 工藤 義明	14番 野並 享子
15番 東郷 正明	16番 北村五十鈴
17番 荒川 泰宏	18番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	川口 逸司
教育長	西村 健	政策調整部長	川端 美香
市立野洲病院事務部長	吉川 武克	総務部長	市木 不二男
市民部長	長尾 健治	健康福祉部長	吉田 和司
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	武内 了恵	教育部長	杉本 源造
政策調整部次長	川尻 康治	総務部次長	武内 佳代子
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 千晴	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	辻 義幸	書記	井上 直樹

議事日程

諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議第150号から議第166号まで一括上程
(令和2年度野洲市一般会計補正予算(第14号) 他16件)
提案理由説明
- 第4 議第161号及び議第162号
(野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例及び野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 他1件)
質疑、討論、採決
- 第5 意見書第14号
(防災・減災、国土強靱化対策の推進を求める意見書(案))
提出者説明、質疑、討論、採決

市長提出議案

- 議第150号 令和2年度野洲市一般会計補正予算(第14号)
- 議第151号 令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 議第152号 令和2年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議第153号 令和2年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第154号 令和2年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第155号 令和2年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第156号 令和2年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第157号 令和2年度野洲市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第158号 令和2年度野洲市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第159号 令和2年度野洲市病院事業会計補正予算(第2号)
- 議第160号 野洲市森林環境整備促進基金条例
- 議第161号 野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例及び野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議第162号 野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議第163号 野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例

議第164号 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議第165号 野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例等の一部を改正する条例

議第166号 野洲市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

開議 午前9時00分

議事の経過

(開会)

○議長(東郷克己君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

暖かな日が続いた後のかなりの冷え込みでございます。昨日の夜から今朝にかけても、かなり冷え込んでまいりました。報道によりますと、今年、年末にかけて冷え込みが強いということですが、お互いに体調に気をつけて議会を進めてまいりたいと思いますので、各位のご協力、またご留意、健康へのご留意、よろしくお願いいたします。

では、ただいまから令和2年第6回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人、全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりでございます。

また、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(東郷克己君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第18番、立入三千男議員、第2番、山崎敦志議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(東郷克己君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの23日間にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東郷克己君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月18日までの23日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりですので、ご了承願います。

(日程第3)

○議長(東郷克己君) 日程第3、議第150号から議第166号まで、令和2年度野洲市一般会計補正予算ほか16件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○議会事務局長(田中千晴君) 皆様、おはようございます。

それでは、議案を朗読いたします。

議第150号令和2年度野洲市一般会計補正予算(第14号)ほか補正予算9件、議第160号野洲市森林環境整備促進基金条例ほか条例改正6件、以上でございます。

○議長(東郷克己君) 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

○市長(栢木 進君) 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和2年第6回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、今議会に提案いたします議案についてご説明申し上げます。本定例会におきまして、議案としまして、補正予算10件、条例の制定、改廃7件の合計17件を提案いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議第150号から議第159号までの令和2年度一般会計補正予算、特別会計補正予算並びに事業会計補正予算について、その概要をご説明申し上げます。

まず、議第150号令和2年度野洲市一般会計補正予算(第14号)につきましては、歳入歳出予算それぞれに4億4,311万6,000円を増額補正するものです。

歳出の主な内容についてご説明申し上げます。議会費では、政務活動費について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、3常任委員会の視察研修を中止したことにより、114万7,000円を減額するものです。総務費では、一般行政諸費について、公用車

事故に係る賠償金 1 1 5 万 6 , 0 0 0 円を増額、コミュニティ活動推進事業費について、村中財産に係る高圧電線設置事業補償交付金 2 1 1 万 5 , 0 0 0 円を追加するものであります。

民生費では障がい者自立支援事業費について、介護給付費及び訓練等給付費 1 億 6 , 0 1 9 万円、また、障がい児給付費 8 3 9 万 4 , 0 0 0 円を増額、コミュニティバス運行費について、コロナ禍における市内路線バスの運行継続の支援として、路線バスの運行継続交付金 5 0 0 万円を追加、生活困窮者支援事業費について、住宅確保給付金制度の支給要件等の緩和に伴う申請者の増加により 3 6 0 万円の増額、福祉保健施設改修事業費について、健康福祉センター内の感染予防対策改修費用 8 6 6 万 8 , 0 0 0 円を増額するものです。

また、児童福祉施設に係る新型コロナウイルス感染症対策支援事業として、児童対策推進事業費について、子育て支援センター事業委託料等 1 5 0 万円を、公立保育所・こども園運営費について、感染症対策消耗品 2 5 0 万円を、地域子育て支援センター運営費について、感染症対策備品等 5 0 万円を、民間保育所運営補助事業費について、感染症対策補助金 2 5 0 万円をそれぞれ増額するものです。

衛生費では、湖南広域行政組合（保健事業）負担金について、新型コロナウイルス感染症の影響による休日急病診療所の診療報酬減少に伴い、負担金 5 0 9 万 6 , 0 0 0 円を増額するものです。

農林水産業費では、農業振興対策事業費について、県補助事業として実施する産地生産基盤パワーアップ事業費補助金 1 億 2 , 5 5 0 万 3 , 0 0 0 円を追加するものです。

土木費では、交通安全施設整備事業費について、通学路の歩道等整備工事費 9 3 3 万 9 , 0 0 0 円を増額、河川維持補修費について、冠水箇所の雨水排水管整備工事費 3 7 3 万 3 , 0 0 0 円を増額するものです。

消防費では、湖南広域行政組合（消防事業）負担金について、負担割合の確定により 4 , 3 6 1 万 6 , 0 0 0 円を増額するものです。

教育費では、会計年度任用職員雇用費について、感染症対策に伴うスクール・サポート・スタッフの配置及び夏休み等の短縮による総勤務時間の増加による 1 , 7 2 8 万 6 , 0 0 0 円の増額、小学校管理運営費について、令和 3 年度からの特別支援学級増設に伴う庁用備品 3 5 4 万 1 , 0 0 0 円を増額するものです。

次に、歳入の主な内容についてご説明申し上げます。

国庫支出金については、障がい者自立支援事業の介護給付費等の増額に伴い、国庫負担金 8,009 万 5,000 円、県負担金 4,004 万 7,000 円を増額し、障がい児給付費の増額に伴い、国庫負担金 419 万 7,000 円、県負担金 209 万 8,000 円を増額するものです。

また、健康福祉センター内の感染予防対策改修に係る地方創生臨時交付金 361 万 4,000 円を増額、通学路交通安全対策等に係る社会資本整備総合交付金 483 万 7,000 円を増額するものです。

このほか、児童福祉施設等に係る新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金 700 万円、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金 1 億 2,550 万 3,000 円、スクール・サポート・スタッフ配置支援事業補助金 446 万 2,000 円を増額するものです。

諸収入では、公用車事故に係る損害賠償保険金 115 万 6,000 円、村中財産に係る線下補償料 211 万 5,000 円を追加するものです。

市債については、交通安全施設整備等に係る道路整備事業債 2,430 万円を増額、公共施設等適正管理推進事業債 1,800 万円を減額するものです。

そのほか、財源調整として繰越金 1 億 6,875 万 2,000 円を増額するものです。

債務負担行為の補正につきましては、甲賀踏切拡張整備事業について、西日本旅客鉄道株式会社との協議により、期間を令和 4 年度まで、限度額を 2 億 5,500 万円に変更しようとするものです。

次に、議第 151 号令和 2 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、3,001 万 7,000 円を増額補正するものです。

補正の主な内容としましては、歳出において一般被保険者高額療養費の増額に伴い、保険給付費 3,000 万円を増額するものです。歳入においては、保険給付費の増加に伴い、県支出金を 3,000 万円増額、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免相当額 3,264 万 2,000 円を減額し、減免措置に伴う国、県支出金 3,264 万 2,000 円を増額するものです。

次に、議第 152 号令和 2 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、132 万 5,000 円を増額補正するものです。

補正の主な内容といたしましては、歳出では税制改正によるシステム改修費 82 万 5,000 円を増額し、歳入ではシステム改修に係る国庫補助金 82 万 5,000 円を増額するものです。

次に、議第153号令和2年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、421万9,000円を増額補正するものです。

補正の主な内容としましては、歳出では総務費について、介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修費339万9,000円を増額するものです。歳入では介護保険改定等に伴う介護保険システム改修に係る国庫支出金169万9,000円を増額、コロナウイルス感染症の影響による令和2年度保険料の減免相当額63万2,000円を減額し、減免措置に伴う国庫支出金70万円を増額するものです。

次に、議第154号令和2年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、60万8,000円を増額補正するものです。

補正の主な内容としましては、歳出では合葬墓記名板申込者の増加による記名板作成委託料14万3,000円を増額、墓地公園整備管理基金積立金35万1,000円を増額するものです。歳入では合葬墓記名板使用料60万円を増額するものであります。

次に、議第155号令和2年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、1,207万5,000円を減額補正するものです。

補正の主な内容としましては、歳出では野洲川土地改良区委託業務内容の変更に伴う委託料1,178万8,000円を減額し、歳入では事業費の減額に伴う負担金393万5,000円、県補助金642万円、一般会計繰入金172万円をそれぞれ減額するものです。

債務負担行為の補正では、石部頭首工の水管理システム演算処理装置の異常発生による設備更新事業について、期間を令和2年から3年度までとし、限度額2,400万円を追加するものです。

次に、議第156号令和2年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、608万7,000円を減額補正するものです。

補正の主な内容といたしましては、地域開発事業借換債の利子が確定したことにより、歳入・歳出ともに所要額を減額するものです。

次に、議第157号令和2年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、予算第3条の収益的支出を282万5,000円増額し、予算第4条の資本的支出を282万5,000円減額するものです。

補正の主な内容としましては、給水車のリースを資本的支出から収益的支出に変更するものです。

次に、議第158号令和2年度野洲市下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして

は、予算第3条の収益的支出を44万2,000円増額し、予算第4条の資本的収入を289万1,000円増額するものです。

補正の主な内容としましては、収入では三上工業団地整備に伴う下水道受益者負担金を、支出では受益者負担金の前納報奨金を、また、真空ステーションの水道代を増額するものです。

次に、議第159号令和2年度野洲市病院事業会計補正予算(第2号)につきましては、予算第3条の収益的収入及び支出をそれぞれ3,700万円増額するものです。

補正の主な内容としましては、まず、新型コロナウイルスに対する医療従事者への慰労金の支給を行うため、所要の経費を計上するものです。

医業外収益においては、市立野洲病院における新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、院内での感染防止に必要となる物品購入や体制整備等を行うため、県補助金を増額するものです。また、職員のインフルエンザ予防接種に係る費用に対する助成金を増額するものです。

医業費用においては、病院施設の老朽化に伴い、早急に対応が必要な修繕を行うための経費及び看護師、医療技術職等に対して必要な被服貸与を行うため、所要の経費を計上するものです。

以上、議第150号から議第159号までの各会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

議第160号野洲市森林環境整備促進基金条例についてご説明申し上げます。

本議案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の制定に伴い、本市に譲与される森林環境譲与税を適正に管理し、森林の整備及び促進を図るための事業の財源に充てるために、新たに野洲市森林環境整備促進基金条例を制定するものです。

なお、本条例は、公布の日から施行します。

議第161号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例及び野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は、人事院が本年10月7日に国家公務員の給与改定を勧告し、政府は一般職に準じた特別職の給与改定として、期末手当の引下げを行うことを閣議決定しており、本市の議会議員、市長、副市長、教育長の特別職の期末手当においても、閣議決定の趣旨を踏まえた給与改定を行うものです。

内容としては、期末手当について、本年12月支給を0.05月分引き下げ、年間3.

3 5月に改定し、次年度以降については、期末手当の支給月数を期別ごとに調整しようとするものです。

なお、本条例は公布の日から施行しますが、次年度以降の適用分については、令和3年4月1日から施行いたします。

議第162号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は、人事院が本年10月7日に国家公務員の給与改定を勧告し、政府は一般職の給与改定として期末手当の引下げを行うことを閣議決定しており、本市の職員の期末手当においても、閣議決定の趣旨を踏まえた給与改定を行うものです。

内容としては、期末手当について、本年12月支給を0.05月分引き下げ、年間2.55月に改正し、次年度以降については期末手当の支給月数を期別ごとに調整しようとするものです。

なお、本条例は公布の日から施行しますが、次年度以降の適用分については、令和3年4月1日から施行します。

議第163号野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

令和3年度から適用する都市計画税について、この税が都市基盤整備に必要な財源であることは認識しております。一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大による市民生活や事業運営に与える影響は甚大であります。よって、令和3年度分については税を課さないとするため、所要の改正を行うもので、本条例は公布の日から施行するものです。

議第164号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布されたことに伴い、野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、個人所得税の見直しに伴う軽減判定所得基準の見直しと、これに合わせた規定の整備です。

なお、本条例は令和3年1月1日から施行します。

議第165号野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例、野洲市介護保険条例及び野洲市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改定に伴う規定を整備するものなどです。

なお、本条例は令和3年1月1日から施行します。

議第166号野洲市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行います。

その内容は、居宅介護支援事業所において主任介護支援専門員の確保が著しく困難であるなどやむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とするものです。

また、令和3年3月31日時点で、主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が引き続き管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予するものです。

なお、本条例は令和3年4月1日から施行いたします。

以上でございます。

○3番（長谷川崇朗君） 議長、動議。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。

（午前9時26分 休憩）

（午前9時32分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

第3番、長谷川崇朗議員から動議の発案がございましたので、登壇して説明をお願いいたします。

○3番（長谷川崇朗君） 第3番、長谷川崇朗です。修正動議を上程いたします。

議第163号野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例に対する修正案を提案したいと思います。

議第163号野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように修正します。

条文内にあります、改正後の最後の文章、「議第2条第1項の規定に関わらず、令和3年度分の都市計画税は課さない」、これが修正後の文であります。本修正案では、改正後、修正後として、「第2条第1項の規定に関わらず、令和3年度分以降、当分の間、都市計画税は課さない」と、修正する案として提案したいと思います。

提案理由を説明いたします。

原案では、令和3年度から適用する都市計画税について、新型コロナウイルス感染症の拡大による市民生活や事業運営への深刻な影響に鑑み、令和3年度分を課さないということであるが、このたびの第3波は、第1波、第2波を越えて感染が拡大しています。感染予防により、経済は疲弊し、この経済状況の回復には時間を要することが予想されます。市民に対し、より安心を与えるためにも、ここは期限を切らず、当分の間、課さないこととし、開始については慎重を期すことが必要と思われます。よって、令和3年度分と限定せず、「当分の間」と、原案を修正します。

以上、修正案の説明とさせていただきます。市民のコロナ禍のつらい状況を思う、市民の代表たる議員各位の賛同を何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。

（午前9時35分 休憩）

（午前9時37分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま、第3番、長谷川崇朗議員より、議第163号都市計画税条例の一部を改正する条例について、修正されたいとの動議が提出されました。賛成者はいらっしゃいますか。

（「はい」の声あり）

○議長（東郷克己君） 所定の賛成者がおりますので、会議規則第16条の規定に基づき、ただいまの動議は成立いたしました。

お諮りいたします。この動議を日程に追加し、議題とすることに賛成の議員の起立を求めます。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。

（午前9時40分 休憩）

（午前9時52分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。長谷川議員から発言

を求められておりますので、これを許します。長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君）　ただいま発議しました修正案についてなんですけども、このタイミングで動議をいたしました意図というのは、この本会議中、皆さんに十分、この趣旨について考えていただく時間を取っていただきたいということで、このタイミングにしたんですけども、議事運営上、今確認しましたところ、出すには最終日の採決前ということになってくると思うんです。ですので、そういう形に改めたいと思います。

　　したがいまして、一旦、この動議を取り下げたいと思います。

○議長（東郷克己君）　長谷川議員から動議取下げの申出がございました。したがいまして、先ほど、一旦、動議の取扱いについてお諮りいたしました。これも無効といたします。

　　続いて、市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長。

○市長（栢木　進君）　先ほど、議案の提案理由をご説明させていただきました中で、議第150号の議案説明におきまして、債務負担行為の補正につき、「甲賀踏切拡幅整備事業」と申し上げるところを「甲賀踏切拡張」と申し上げました。これを訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

（日程第4）

○議長（東郷克己君）　議第161号及び議第162号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例及び野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例ほか1件を一括議題といたします。

　　これより、ただいま議案となっております議第161号及び議第162号について質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東郷克己君）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

　　ただいま議題となっております議第161号及び議第162号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君）　ご異議なしと認めます。よって議第161号及び議第162号については、委員会付託を省略することに決しました。

　　次に、議第161号及び議第162号について討論を行います。討論はございませんか。

〔議長〕の声あり

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。議員並びに執行部の皆様が自席でお待ちください。

（午前 9時56分 休憩）

（午前10時03分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。討論通告書が提出されましたので、発言を許します。第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。議第162号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に反対の立場で発言いたします。

人事院は、10月7日、2020年度の国家公務員一般職の一時金に当たる期末勤勉手当の年間支給月数について、前年度より0.05か月少ない4.45か月とするよう、国会と内閣に勧告しました。引下げは、10年度以来10年ぶりです。新型コロナ感染拡大に伴う景気減退などを背景に、民間企業の一時金水準が公務員を下回ったためとしています。コロナ禍で奮闘する公務労働者の労苦に応えず、コロナを経て求められる内需主導型への経済転換にも背を向けるものです。地方公務員の給与改定にも否定的影響を与えます。

共産党市議団としては、議第161号で提案されています議員報酬及び市長等の給与に関する条例には賛成するものです。しかし、一般職員の期末手当を減額することには反対です。コロナ禍による雇止めや解雇などが広がり、消費経済に深刻な打撃を与えることを示しています。つまり、相対的に国民所得を引き上げて、消費購買力を高める以外に、現在の不況を乗り切る道がないことを示しています。このことから公務員の給与を減じるとは逆行していると言わざるを得ません。

市の職員は、現在のコロナ禍の中でも、市民の暮らしの守り手として頑張っておられます。特に社会的必要労働を担い、支える自治体の役割は高まりこそすれど、弱まりはしません。この働きに応えるべきではないでしょうか。

人事院が勧告したように、民間企業の一時金水準が下がっているとしても、だから、下がった民間に合わせる、公務員が下がったから次は民間企業も下げるといったようなマイナスのスパイラル現象を招くべきではありません。

以上、発言して、反対討論といたします。

○議長（東郷克己君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。これをもって討論を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第161号及び議第162号について順次採決いたします。

お諮りいたします。議第161号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例及び野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。起立全員であります。よって議第161号は原案のとおり可決されました。

次に、議第162号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。起立多数であります。よって議第162号は原案のとおり可決されました。

(日程第5)

○議長(東郷克己君) 意見書第14号、防災・減災、国土強靱化対策の推進を求める意見書案を議題といたします。提出者の説明を求めます。第4番、橋俊明議員。

○4番(橋 俊明君) 第4番、橋俊明でございます。意見書第14号防災・減災、国土強靱化対策の推進を求める意見書案の概要をご説明申し上げます。

近年、全国各地では大規模な自然災害による甚大な被害が相次ぐ中、気候変動の影響により、さらなる懸念が広がっています。このような甚大な自然災害に対して、事前に備える国土強靱化対策は一層重要性を増しており、国においては「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、集中的な対策に取り組まれているところであります。

また、過去の最大雨量を超える豪雨による河川の氾濫や堤防の決壊、山間部の土砂災害等により、多くの尊い命が奪われるなど、犠牲者は後を絶たない状況があり、今後、起こり得る大規模自然災害を最小限に抑え、かつ、急速な復旧・復興へとつながるように、防災・減災、国土強靱化対策についてはより一層十分な予算の安定的かつ継続的な確保を必要であります。

よって国及び政府においては、令和3年度以降も引き続き、防災・減災、国土強靱化対策を推進するため、次の3点の措置を講じられるよう、強く要望するものです。

1、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」及び関連する地方財政措置を令

和3年度以降も継続すること。

2、地方公共団体が国土強靱化地域計画に基づき、実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。

3、災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講じること。また、配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。議員各位のご理解とご賛同を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（東郷克己君） これより、ただいま議題となっております意見書第14号について質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第14号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。よって意見書第14号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、意見書第14号について討論を行います。討論はございますか。

○13番（工藤義明君） 議長。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。議員並びに執行部の皆様は自席でお待ちください。

（午前10時12分 休憩）

（午前10時17分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。討論通告書が提出されましたので、発言を許します。第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。意見書第14号、防災・減災、国土強靱化対策の推進を求める意見書案に対して反対の立場で発言いたします。

防災・減災に関して、国がその責任を果たすべきことは当然であり、その点に関しては反対するものではありません。しかし、本意見書案では、国土強靱化地域計画の一層の推

進、令和2年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」のさらなる延長と拡充を行うことには同意できません。

そもそも国土強靱化計画は、防災・減災と共に基本理念に国際競争力の向上を結びつけたため、国民の命と暮らしを守るための防災・減災がないがしろにされる結果となりました。国土強靱化が巨大開発事業の復活、拡大を進める根拠を与え、その結果、不要不急の巨大開発事業が進められてきました。基本方針には国家及び社会の重要な機能の代替性の確保という表現が盛り込まれています。これまでも代替性や大規模災害対策とあって、東京の外環道や圏央道、新名神高速道路、9兆円ものリニア新幹線建設などが進められてきました。

同時に、防災・減災の取組は、自助・共助・公助の適切な組合せとあります。国民生活を守るために、国のやるべきことが欠落していたのも大きな問題点です。その結果として、国土強靱化計画の下で国家機能や国際競争力が優先され、国民の命と財産を守る防災計画は後回しにされてきたのが実態です。

今、必要なのは従来型の公共事業の抜本的な見直しです。不要不急の大規模開発、新規建設を抑制し、国民の命と財産を守る防災対策を優先することです。防災・減災のためには公共事業政策を大きく転換する必要があります。大規模開発、新規建設を抑制し、予算の優先的な配分を防災・減災、インフラや公共施設の維持・更新に重点的に回すべきです。

このたびのコロナ禍で浮き彫りになったのは、医療・介護の資源の決定的な不足、行政改革による行政機能や職員体制の低下であり、これまで国が進めてきた政策の脆弱性が明らかにされました。地方自治体が防災・減災対策に計画的・系統的に取り組むためには、国の財政的裏づけが決定的であることは言うまでもありません。継続的で安定的な財政的裏づけがあつてこそ、自治体の防災・減災対策が実態に見合った生きた政策となります。

コロナ禍からの教訓を災害に強い、災害から市民の命と財産を守る社会にしていく上でも生かしていく必要があることを指摘して、意見書案の反対討論といたします。

以上です。

○議長（東郷克己君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。意見書第14号防災・減災、国土強靱化対策の推進を求める意見書案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（東郷克己君） ご着席ください。起立多数であります。よって意見書第14号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書については、その条項、字句等整理を要するものについては本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） 異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものについては、本職にご一任いただくことに決しました。

なお、意見書は本職より直ちに関係機関に提出いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明11月27日から12月2日までの6日間は議案調査のため、休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。よって、明11月27日から12月2日までの6日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る12月3日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑一般質問等を行います。

本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。（午前10時24分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和2年11月26日

野洲市議会議長 東 郷 克 己

署 名 議 員 立 入 三 千 男

署 名 議 員 山 崎 敦 志